

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

青森県

2 構造改革特別区域の名称

環境・エネルギー産業創造特区

3 構造改革特別区域の範囲

八戸市、十和田市、三沢市及びむつ市並びに青森県東津軽郡平内町、上北郡野辺地町、七戸町、百石町、十和田湖町、六戸町、横浜町、上北町、東北町、天間林村、下田町及び六ヶ所村並びに下北郡東通村の全域

4 構造改革特別区域の特性

【国際的なエネルギー開発・供給拠点】

青森県むつ小川原地域は、原子力発電所や原子燃料サイクル施設などの原子力関連施設、国内最大級の風力発電所、国家石油備蓄基地等が立地し、さらに国際熱核融合実験炉（ITER）の誘致など、世界をリードするエネルギー関連プロジェクトが進められており、国際的にも希少な複合的エネルギー開発・供給拠点が形成されつつある。さらに、この地域は全国有数の畑作酪農地帯であり、豊富なバイオマス資源にも恵まれている。

【あおりエコタウンプランの推進】

むつ小川原地域では、（財）環境科学技術研究所を中心として地球環境保全等に資する先端的研究開発が進められており、また、あおりエコタウンプランによって、むつ小川原地域と八戸地区等の産業連携を促進させ、資源循環型産業の育成を図りながら、青森県のゼロエミッションを推進することをめざしている。

【クリスタルバレイ構想の推進】

青森県では、むつ小川原地域において、フラットパネルディスプレイ（FPD）関連産業を中心に、今後急速な発展が予測されるIT関連産業の集積をめざすクリスタルバレイ構想を推進しており、液晶関連企業の立地や産学官連携による先端的な研究開発が進められている。

【本特別区域計画の範囲に係る特記事項】

本特別区域計画の範囲は、閣議了解を受けている「むつ小川原開発第2次基本計画」に示された「むつ小川原開発地域16市町村」及び「ゼロエミッション技術が確立しつつあり相応の電力需要がある八戸市」を含めた17市町村を設定している。

なお、むつ小川原開発は、昭和44年新全国総合開発計画以降の全総計画に位置付けられた国家プロジェクトであり、当該16市町村の出捐により財団法人むつ小川原産業活性化センターを設立するなど、これまで当該地域は一体となって産業振興策を展開してきている。さらに、原子力発電施設等立地地域の振興のための特例措置を講じることを主な内容とする特別措置法が平成13年4月に施行されたことに伴い、国は平成14年3月、原子力発電施設等の周辺地域であって、自然的経済的社会的条件からみて一体として振興することが必要と認められる「立地地域」として、当該16市町村と同一地域を指定している。

県としては、平成15年度から、当該17市町村を対象地域とし環境・エネルギー産業の集積や振興を図るため、「環境・エネルギー産業フロンティア形成推進事業」を県を挙げて展開することとしており、さらに、あおりエコタウンプラン及びむつ小川原ボーダレスエネルギーフロンティア構想など環境リサイクルやエネルギーに係る様々な関連事業をこの地域内において積極的に展開することとしている。本特別区域計画で予定している特定事業とこうした関連事業の相乗効果により、当該地域が一体となった環境・エネルギー産業フロンティアの形成を図り、そこで得られた成果を全国や世界に普及させていくこととしている。

5 構造改革特別区域計画の意義

昨今の資源リサイクル技術開発の進展やエネルギー自由化が進む世界の動向を考えたとき、我が国の環境・エネルギー分野の規制改革は大きく遅れており、この分野での多様なビジネスチャンスの創出を阻害しているのみならず、我が国の産業競争力停滞の大きな要因の1つとなっている。

我が国の電力小売取引の自由化は、これまで特別高圧で受電する大口需要家に限定されていたが、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において今後の段階的な自由化が決定されたところである。（構造改革特区推進プログラム全国対応規制緩和項目）

一方、京都議定書の批准や「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（日本版RPS法）」の施行により、我が国のエネルギーシステムは大きな変革が求められており、再生可能エネルギーに代表される新エネルギーや各種の分散型電源を既存のエネルギーシステムの中にかに取り込むかが大きな課題となっている。

本特別区域計画においては、核燃料サイクル施設や原子力発電所、我が国最大級の風力発電所などが立地し、多様なエネルギーの研究開発が進められてきたこの地域のポテンシャルを最大限に活かして、今後実施される電力自由化に係る実証研究を全国に先駆けて実施するとともに、分散型電源の普及と新たなエネルギーシステ

ム構築のために不可欠な実証研究や技術開発を推進することによって、エネルギー分野における我が国の構造改革の先進モデルとして今後の改革推進の原動力となることが期待される。

また、電力小売取引の自由化は、エネルギーコストの低減だけでなく、新たなエネルギービジネスの創造という面も含めて極めて大きな市場が誕生することが期待されている。殊に電力取引ビジネスでは、こうした取引を仲介するブローカーや需要家のニーズ分析に基づき商品を開発するプロバイダー、第三者から電力を買い集め、電力需給や燃料価格などの変動リスクを取るパワーマーケットと呼ばれるニュービジネスが発生する可能性が高く、本特区が従来我が国にはなかった形態の事業創出を通じて、閉塞状態にある我が国経済再生の突破口となるものである。

さらに、青森県においては、水素を軸とした新たなエネルギーシステムの創出を目指す「むつ小川原ポータレスエネルギーフロンティア構想」を推進するなど、燃料電池をはじめとする次世代型のエネルギー先進モデルの確立を標榜しており、本特別区域計画の推進と相まって、エネルギー最適利用の複合モデルの実現や温室効果ガス排出削減に代表される循環型社会の形成を図る。

一方、環境リサイクルの分野については、「あおもリエコタウンプラン」に基づく究極的なゼロエミッションシステムの構築を目指しており、全国に例のない資源循環型社会の先進モデルが確立されつつある。今後は、構造改革特別区域制度における環境リサイクルに係る規制緩和の導入を通じて、こうしたゼロエミッションシステムを核とする循環型産業の立地促進を図るとともに、静脈産業と動脈産業との融合によって廃棄物の再生利用を促進し、資源リサイクルにおける事業環境の向上を通じて、先端成長産業やものづくり産業の立地を促進するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

- (1) 環境・エネルギー分野における実証実験等を通じた先端技術・ノウハウの蓄積
一定規模のエリア(住宅地、工業団地等)での最適エネルギー利用モデルの実証やバイオマスを含む多様な資源リサイクル、エネルギー供給の実証を通じ、地元企業も含め新たな技術や事業ノウハウの蓄積を図るとともに、最適エネルギー利用、ゼロエミッションの先進的モデルエリアの形成を図る。
- (2) 自由化の推進、研究開発・起業支援等による新たなビジネスチャンスの創出・事業化の促進
環境リサイクルやエネルギー分野での新たなビジネスの創出や、先端的研究開発等によって得られる知的財産を活用した新産業の創出を促進し、地域の経済活性化や雇用の創出を図る。
- (3) 環境・エネルギー面の事業環境の向上によるF P D産業等の成長産業の集積

製造プロセスから発生する廃棄物を再資源化するゼロエミッションシステムの構築及びエネルギー自由化と最適利用によるエネルギーコストの低減を実現し、環境・エネルギー面での事業環境の向上によって、FPD産業等の成長産業やものづくり産業の立地を促進する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特別区域計画に基づく構想の推進を通じ、新たなエネルギービジネスや環境リサイクルビジネスなど従来我が国にはなかった形態の事業が創出され、本特別区域内における企業の新規立地、創業を実現することにより、地域経済の活性化や地域の雇用拡大に資することが期待される。

また、新エネルギーや分散型電源の普及を指向する各種研究開発プロジェクトの実現を通じ、エネルギー最適利用モデルや温室効果ガス排出削減モデルの先進地域として、将来の電力自由化に不可欠な電力需給コントロール技術などの実証やノウハウ蓄積を促進することにより、21世紀型エネルギー利活用の研究開発先進地としての地域イメージを確立することが期待される。

【指標値】

本特区内における新規立地・創業企業数 15社(3年間)

本特区内における研究開発プロジェクト実現件数 10件(3年間)

8 特定事業の名称

(1103) 資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【環境・エネルギー産業フロンティア形成推進事業】

県では、むつ小川原開発地域16市町村及び八戸市への環境・エネルギー産業の立地促進を図るため、平成15年度「環境・エネルギー産業フロンティア形成推進事業」を積極的に推進することとしており、以下の具体的事業の実施に必要な経費を平成15年度当初予算に盛り込んでいる。

環境・エネルギー産業パイロットプロジェクト推進事業(8,800千円)

環境・エネルギー分野での産業フロンティアの形成を図るため、県としてモデル的に実施していくべきプロジェクトに係る事業可能性調査を実施する。

環境・エネルギー産業創造特区企業立地促進費補助金(500,000千円)

県の誘致企業であって、むつ小川原開発地域16市町村及び八戸市に立地する環境・エネルギー産業に属する企業に対して、投下資本額の10～20%、最大5億円の補助金を交付する。

環境・エネルギー関連企業等立地促進事業（5,700千円）

環境・エネルギー分野での事業化に関心を寄せる企業等を対象に、環境・エネルギー産業創造特区のパンフレットのダイレクトメールや個別企業訪問・現地視察会の実施など大規模な誘致活動を展開し、むつ小川原開発地域16市町村及び八戸市への関連企業の立地促進を図る。

環境・エネルギー関連ベンチャー創出支援事業（9,400千円）

環境・エネルギー分野において、新製品・新サービス等を導入して新たに創業しようとする者や創業後間もない中小企業者等に対し、創業に要する経費を助成することにより、創業期における中小企業者や個人の初期投資及びリスク負担の軽減を図り、関連ベンチャービジネスの起業化を図る。

【新むつ小川原開発基本計画の策定】

むつ小川原開発は、昭和44年新全国総合開発計画以降の全総計画に位置付けられた国家プロジェクトであり、県では、計画の推進について閣議了解を受けている「むつ小川原開発第2次基本計画」の見直しを進めてきているが、平成10年6月に「今後のむつ小川原開発の進め方について＝新計画の骨子案＝」をとりまとめ、この中で、むつ小川原地域の先導的研究開発プロジェクトとして、「クリーンエネルギープロジェクト」「資源リサイクルプロジェクト」を挙げている。さらに平成12年12月には国土庁、科学技術庁、通商産業省（いずれも当時）、日本政策投資銀行、(社)経済団体連合会（当時）、新むつ小川原(株)及び青森県により構成される「開発構想部会」における「むつ小川原開発の方向性についての中間取りまとめ」においても、エネルギー・環境等の分野の研究開発や多角的な産業集積の拠点等として地域の有効活用を図るとの考え方が評価されており、これらを基本としながら、環境・エネルギー分野等の各種プロジェクトを中核的施策の中に位置付け、新たな基本計画の策定作業を進めていくこととしている。

【原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業】

国は、電力の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとって極めて重要であるとの観点から、本計画の範囲のうち、八戸市及び十和田湖町を除く15市町村においては、原子力発電施設等の立地周辺地域の企業立地支援のため、新たな雇用創出を伴う企業の立地又は増設を行う企業に対し、一定期間にわたり電気料金の実質的割引措置となる補助金を交付する「原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業」により、企業のエネルギー

ーコスト負担の軽減を実施している。これは、本特別区域計画の目標である「環境・エネルギー面での事業環境の向上」とも一致するものであり、県としては、当該制度を活用しつつ、さらに構造改革特別区域制度導入によって、さらなる事業環境の向上を実現し、むつ小川原開発地域へのものづくり産業の立地促進を図ることとしている。

【むつ小川原ポータレスエネルギーフロンティア構想の推進】

「むつ小川原ポータレスエネルギーフロンティア構想」では、水素を軸とした次世代エネルギーシステムの創出に向け、むつ小川原地域において、当面水素エネルギー利用、天然ガス高度利用、バイオマス高度利用の3分野を対象に水素エネルギー利用に係る研究開発を中心に進めることとしている。

また、構造改革特別区域基本方針で認められている「1104 一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業」及び「1106 不活性ガスを使用しない家庭用燃料電池発電設備導入事業」などの規制緩和の活用を視野に入れ、研究開発をコアにして、各分野間での連携を図りつつ、研究開発成果を活用した実証モデルゾーン、産業ゾーンへと地域での展開を発展させるとともに、研究成果の活用実績をフィードバックさせるほか、システム設計や制度設計等ソフト面の研究開発を推進し、「むつ小川原スタンダード」の発信を目指すこととしている。

【あおもリエコタウンプランの推進】

あおもリエコタウンプランは、地域のリサイクル資源の循環による自然還元システムの構築を通じた自然環境の保全・自然再生を目指す地域づくりを目標として、八戸地区に立地している精錬業などの基礎素材型企业が有する金属と非金属を完全分離する技術やダイオキシン等が含まれる廃棄物から有害物質を除去する技術を活用し、究極的なゼロエミッションシステムを確立しようとするものである。このプランの中核事業として位置付けられている「焼却灰・ほたて貝殻リサイクル施設」は、当面、県内有数のほたて貝の産地である平内町で発生するほたて貝殻及び八戸市で発生する一般焼却灰を混合溶融し、魚礁・人工砂利等を製造することとしている。

青森県では、あおもリエコタウンプランの実現や構造改革特別区域基本方針で認められている「1304 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業」など環境リサイクルに係る規制緩和の導入を通じ、こうしたゼロエミッションシステムを核とする循環型産業の立地促進を図るとともに、静脈産業と動脈産業との融合を指向することにより、この分野における事業環境の向上を通じて、先端成長産業やものづくり産業の立地を促進させることとしている。

【あおもり型バイオガスの生成と利用技術の開発】

青森県では、「冬」や「雪」のパワーポテンシャルを活かし、新たな農業展開、産業おこしを図るため「冬の農業」を積極的に推進している。また、資源循環型の農業生産が重要視される中で、家畜排せつ物や野菜屑などの有機性廃棄物の有効活用が課題となっている。このため、県農林総合研究センター畜産試験場（野辺地町）では、嫌気性発酵によるバイオガスをエネルギーとして農業施設等で活用するとともに、消化液（発酵残渣）を液肥として活用するリサイクルシステムの実用化を目指した技術開発・実証研究を行うこととしている。

なお、本特別区域では、特にバイオガスのエネルギー利用における事業性向上（実証）を目指すプロジェクトが複数計画されているが、県では県農林総合研究センター畜産試験場での研究開発で得られた成果を各プロジェクト事業主体と情報共有し、技術的側面を含めた事業化支援を行っていく。

【太陽光の利用技術に関する研究】

青森県では、「冬の農業」を推進することとしているが、環境に優しいエネルギーの利用技術の確立や加温条件下での生産の効率化が課題となっている。このため、青森県太平洋側地域の冬期多日照条件を活かした太陽光エネルギーの活用技術、加温栽培での導入作物の検討とその栽培技術の確立に向け、県農林総合研究センター畑作園芸試験場（六戸町）に、平成14年度、太陽光発電装置及び硬質フィルムハウスを新設し、太陽光で発電した電力により加温した温水をハウスに導入し、暖房するシステムの実証等を開始している。今後は効率的な加温方法の確立や保温効果の高い資材への改良、冬春どり野菜の栽培技術の確立などを目指すこととしている。

なお、本県の基幹産業である農業分野における多様な分散型電源の活用を図るため、県では県農林総合研究センター畑作園芸試験場での研究開発で得られた成果を各事業主体と情報共有し、技術的側面を含めた事業化支援を行っていく。

【市町村戦略会議によるバイオマス事業への取り組み】

市町村による自立した地域づくりを進めるために必要な持続可能な戦略的施策の立案等を支援するため、平成13年度から青森県、市町村等により「青森縣市町村戦略会議」を組織し、施策テーマ別に市町村職員等でプロジェクトチームを設置し研究活動を行っている。特に、「バイオマス・新エネルギー産業戦略」をテーマとする調査研究には、本特区計画の範囲に含まれる八戸市、十和田市、平内町、東北町、横浜町が参画し、各地域の地域特性やポテンシャルを活かしたバイオマス・新エネルギー産業の導入可能性等について研究を進めている。今後、規制緩和の導入と相まって、環境・エネルギー分野での事業化が期待される。

【青い森・地球エネルギーフォーラムの開催】

むつ市、六ヶ所村、東京電力、新エネルギー研究の第一人者、地元NPO等が中心となって、新エネルギーの導入促進による脱酸素社会の構築や原子力と新エネルギーのベストミックスによる新たなエネルギー需給システムの構築を通じて、下北及びむつ小川原地域を世界のエネルギーハブに育て上げるための広範な議論を行うとともに、地域からアクションをおこすことを目的として、平成14年から、むつ市及び六ヶ所村において「青い森・地球エネルギーフォーラム」が開催されている。経済産業大臣の他世界から参画したパネリストによって、第1回会議の際、新エネルギーの導入促進や環境・エネルギー分野の特区制度創設の必要性が提言され、また、去る3月に開催された第2回会議では、青森県が提唱する「環境・エネルギー産業創造特区」のあり方や推進方策等について具体的な議論が行われたところであり、今後も、引き続き、「環境・エネルギー産業創造特区」やむつ小川原地域における環境・エネルギー分野の先進的な取り組みに係る議論や具体的な提言がなされる予定である。

【中部上北広域事業組合中部上北清掃センターの取り組み】

七戸町、上北町、東北町及び天間林村で組織する「中部上北広域事業組合」では、一般廃棄物処理場の建て替えに併せ、美しい自然と環境を守るため、「ごみエネルギーを利用した低公害・高リサイクルの高温溶融処理」という21世紀にふさわしい新しい一般廃棄物処理のコンセプトを掲げ、「熱分解流動床ガス化溶融炉」を採用し、平成12年10月から「中部上北清掃センター」を稼働している。当施設は、流動床式都市ごみ用ガス化溶融炉としては、全国で実用第1号機であり、溶融炉内で1300の高温を保ち、ガス中の灰を溶融スラグ化するが、水冷後のスラグは十分な強度と粒径を持ち、各種骨材としてセメント材料などにリサイクルが図られている。また、排ガス回収ボイラから発生する蒸気を利用した温水を、同組合が運営する特別養護老人ホームに24時間供給しているほか、将来的には東北町が進める高齢者向けモデル住宅への温水供給も視野に入れ、地域が一体となって、一般廃棄物から発生するエネルギー利用の先進モデル地域の形成を図ることとしている。

【下北地域一般廃棄物等処理施設「アックス・グリーン」の取り組み】

むつ市、東通村等下北地域市町村で組織する「下北地域広域行政事務組合」では、平成15年3月、公設・民営事業方式により、「下北地域一般廃棄物等処理施設『アックス・グリーン』」を建設し、民間事業者へ維持管理・運営委託しているが、当施設では廃棄物から発生するガスを収集・精製・燃焼し、ガスタービン発電機により発電を行っており、施設内電力の約90%（最大2,412KW）の発電能力を有している。また、平成15年度の冬期間から、施設の屋根から落下する雪を融雪溝に導入し、施設から発生する温排水での融雪を計画しており、地域が一体となって、一般廃棄物から発生するエ

エネルギー利用の先進モデル地域の形成を図ることとしている。

【クリスタルバレイ構想の推進】

「クリスタルバレイ構想」は、むつ小川原地域に液晶をはじめとするFPD（フラットパネルディスプレイ）産業の拠点形成を目指すものであり、川上から川下までのFPD関連企業の集積を図るとともに世界最高水準の関連研究所、人材養成機関の整備による新製品の開発体制と人材養成体制を兼ね備えた世界的なFPD関連研究都市を形成する構想であり、既に液晶表示器の主要部材であるカラーフィルターの製造工場が立地し、操業開始している。県では、平成15年度、「FPD研究開発施設」（クリーンルーム）の整備を行うなど、高い付加価値を生み出す成長産業として、FPD関連産業の立地促進・振興を最重点に取り組んでいくが、こうした産業は、中国の台頭など厳しい国際競争にさらされていることから、構造改革特区制度の導入と連携した事業環境の向上を通じて、本地域への立地を強力に推進していく。

【その他市町村独自の取り組み】

十和田市・バイオマス利用促進のための研究開発の推進等

十和田市では、現在市内4ヶ所で、民間事業者による風力発電事業具体化のための風況調査が行われており、こうした事業が軌道に乗るよう市として積極的な支援を行うこととしている。また、JA十和田市、北里大学獣医畜産学部を中心としたメンバーで構成される「尿処理活性化リサイクル研究会」では、家畜ふん尿の適正処理、畜産公害の防止、資源の有効利用の観点から、家畜から生じる尿の肥料化の研究開発に係る取り組みがなされており、十和田市ではこうした活動に補助金を交付して、事業の具体化を支援している。本特区では、バイオガスのエネルギー利用における事業性向上（実証）を目指すプロジェクトが複数計画されているが、特に家畜ふん尿を処理するバイオマスプラントにおいては、嫌気発酵後の消化液の液肥としての利用が課題となっており、こうした事業を円滑に推進していく上で、同市の取り組みは期待されているところである。

百石町・エネルギー最適利用プロジェクト

百石町では、町が整備した百石工業団地に立地する企業で構成される「百石工業団地連絡協議会」加盟21社を対象に「環境・エネルギー産業創造特区」の説明会を開催し、工業団地内における電力をはじめとしたエネルギー最適利用を実現し、工業団地内での省エネルギーや温室効果ガス排出削減に向けた検討を開始している。また、冬期の日照時間が多いという地域特性を踏まえた「地域新エネルギービジョン」策定に向けた検討を開始している。

東北町・バイオマスエネルギー導入促進事業

東北町では、平成14年3月に策定した「東北町地域新エネルギービジョン」の中で、「新エネルギーで拓く・とうほくまち」を基本目標に据えているが、新エネルギーを軸に産業の振興を目指す観点から、町内の豊富なバイオマス資源の有効活用、資源循環型農業の実践のため、野菜残渣、畜産廃棄物の処理を目的としたバイオガス施設を有する「資源循環型農業総合センター」事業を計画しており、この計画では、メタン発酵によるバイオガスコジェネレーションを導入し、センター内における電力や熱の利用や場外への供給を行うこととしている。

東通村・新エネルギー農業活性化プロジェクト

東通村は、大手エネルギー関連企業による風力発電事業が複数立地しており、現在運転中の出力合計約6万キロワットのほか、新たに約3万2千キロワットの建設計画が具体化している。こうした全国でも希な風力発電の立地条件を活かし、村では、民間企業が主体となって風車から発生する電力を一般電気事業者の系統線を経由して栽培加工施設に導入し、この電力を利用した温熱で農作物を育成・販売する「（仮称）新エネルギー農業活性化プロジェクト」を積極的に支援し、新エネルギーの利用による農作物の冬期栽培コスト低減や地域特性に応じた栽培加工を通じて、村生産品ブランドの確立を図ることとしている。

下田町・廃プラスチック高度利用

下田町では、ビニルハウスなどから発生する農業用使用済みプラスチックの適正処理を目的として、定期的な回収及び一括処理委託を実施しており、こうした廃ビニルなどはリサイクルコークスへと再生されている。

別 紙

1 特定事業の名称

1 1 0 3 資本関係によらない密接な関係による電力の特定供給事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

環境・エネルギー産業創造特区内において、発電設備を所有する供給者及び当該発電設備から電力の供給を受ける需要家。（当該発電設備の維持管理を行うための民法組合の契約を締結している供給者及び需要家に限る。）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

近年、自家発電装置を導入する事業所が増加しており、また、環境対策の面からも新エネルギー等を活用した分散型電源の普及が望まれている。また、今後、こういった分散型電源の導入による省エネルギー、省コスト効果を拡大していくためには、事業者間等の間で、エネルギーの需給に対応した最適利用を図っていく必要がある。

本地域は、既に国内最大級の風力発電の立地実績があり、また、我が国有数の畑作酪農地帯であり、豊富なバイオマス資源に恵まれるなど新エネルギー導入のポテンシャルが高い。しかしながら、こうした発電装置により発生した電力を周辺事業所へ供給するためには、特定規模電気事業である場合を除き、電気事業法第17条に基づく特定供給の許可を受けなければならず、これまでその要件は、同法第17条第2項第1号に基づく同法施行規則第21条により、生産工程、資本関係、人的関係等の密接な関係を有する場合に限定されていた。

従って、当該発電設備を共同で維持管理するための民法組合を組織している場合には、県が当該組合の契約を確認し、供給者、需要家及び県の3者で協定を締結することにより、生産工程、資本関係、人的関係等に関わらず、本特区内に設置される発電設備を所有する供給者が本特区内に所在する需要家に対して電力供給することを可能とするものである。

こうした措置により、自家発電装置を導入している事業所では、生産工程、資本関係、人的関係等の密接な関係がない周辺事業所へ直接電力供給を行うことが可能となる。このことにより、電力需要家のエネルギーコストの削減とともに、バイオマス発電、コジェネレーション発電、燃料電池、太陽光発電、リサイクル発電等発電事業の事業性の向上が実現される。また、こうした分散型電源の普及促進、省エネルギー・新エネルギー対策の推進や温室効果ガスの排出削減、エネルギーの最適利用モデルの実現が図られるものである。

5 当該規制の特例措置の内容

発電設備を所有する供給者及び当該発電設備施設から電力の供給を受ける需要家が民法組合を組織して、資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業を実施しようとする場合は、当該民法組合の代表者が県に対して、当該民法組合の契約書の写しを添付して当該事業の実施を希望する旨の申請を行うものとする。

この申請を受けた県は、当該民法組合が発電設備施設の維持管理を行うとともに、その関係が今後も長期にわたり継続することが見込まれる場合に、特定事業の要件を満たしていると認め、当該民法組合に参加する供給者、需要家及び県の3者間で、以下に掲げる「密接な関係による電力の特定供給事業に関する協定」を締結するものとする。

なお、供給者が電気事業法第17条第1項に基づく同法施行規則第20条に定める特定供給許可申請を行うときは、実際の個別需要家名の入った当該協定の写しを添付することとする。

密接な関係による電力の特定供給事業に関する協定書

青森県（以下、「県」という。）、株式会社（以下、「供給者」という。）及び株式会社（以下、「需要家」という。）は、構造改革特別区域法に基づき、青森県が推進する「環境・エネルギー産業創造特区」構想に係る特定事業として、「資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業」を実施することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（特定事業の適用範囲）

第1条 本協定は、供給者及び需要家が民法上の組合契約を締結し、当該組合が保有又は維持管理する発電設備施設により、供給者が需要家に電力供給する事業について適用する。

（特定事業の実施場所）

第2条 本協定に係る発電設備施設の設置場所は、青森県 郡 町大字 字 番地とする。

（組合の契約）

第3条 供給者及び需要家が民法上の組合契約を締結したときは、その契約書を県に提出しなければならない。契約を変更した場合も、同様とする。

（電気料金の費用負担の方法）

第4条 供給者は、県に提出した契約書において、電気料金の負担の方法が適正かつ明確であり、特定の需要家に対して不当な差別的な取扱いを行うものではない旨を規定した事項に従って、需要家に電気料金の負担を求めるものとする。

（配線工事の費用負担の方法）

第5条 供給者は、県に提出した契約書において、配線工事の費用の負担の方法が適正かつ明確であり、特定の需要家に対して不当な差別的な取扱いをするものではない旨を規定した事項に従って、需要家に配線工事の費用の負担を求めらるものとする。

(各需要家の利益を阻害しない対策)

第6条 供給者は、県に提出をした契約書において、供給者が需要家に対して安定的に電力供給するなど需要家の利益を阻害しない対策を講じる旨を規定した事項に従って、需要家の利益を阻害しない対策を講じるものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、当事者がその都度協議して決定するものとする。

本協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

青 森 県 青森市長島1丁目1番1号
青森県知事 木 村 守 男

供 給 者 青森県 郡 町大字 字 番地
株式会社
代表取締役

需 要 家 青森県 郡 町大字 字 番地
株式会社
代表取締役